

2014 年度 海外セミナー



ドイツセミナー 募集案内



京都外国語大学

京都外国語短期大学

海外セミナーの目的およびプログラムの特徴

海外セミナーは、海外において語学研修を行い、異文化社会に直接触れることを通して、国際的感覚を養い、国際社会において活躍できる素地を育成することを目的としています。

プログラムは、あらかじめ本学と本学協定大学との間で充分協議し、双方の合意のもとに作成しており、外国語の授業ばかりではなく、施設見学や課外活動も含まれています。

また、本学の専任教員が引率しますので、初めて海外に行く人でも安心して参加できます。

目 次

〈概 要〉	1
〈出発までの日程（予定）〉	2
〈日程表（予定）〉	3
〈マンハイム大学での研修〉	4
〈マンハイム大学でのスケジュール（予定）	6
〈宿泊先〉	8
〈海外旅行傷害保険〉	9
〈参加費用〉	13

〈概 要〉

研修期間	2015 年 2 月 7 日（土）～ 3 月 8 日（日）[30 日間]（予定）
研修場所	マンハイム大学
研修内容	4 週間の語学研修
宿泊場所	ホームステイ：2 月 7 日（土）～ 3 月 6 日（金）
参加資格	<ul style="list-style-type: none">・参加申込時から海外セミナー終了まで正規生として本学の学部 1 ～3 年次または短期大学 1 年次に在学している人・本学でドイツ語を履修している人、または履修していた人・本学指定の海外旅行傷害保険に加入できる人・「誓約書」の内容を理解し、了承している人・同セミナーに参加したことがない人
参加定員	20 名（最少催行人員：10 名） ※ 最少催行人員を満たさない場合は、原則実施しません。 ※ 参加定員を超えた場合は、抽選を行います。
参加費用	434,000 円～476,000 円 （詳細は 13・14 ページを参照してください）
引 率 者	本学専任教員 1 名
評 価	ドイツにおける研修および帰国後のレポートにより総合的に評価を行い、合格点（60 点以上）の学生には、卒業に必要な単位として 4 単位を認定します。

〈出発までの日程（予定）〉

日 時	内 容	場 所
11月6日(木) 12:30～13:15	第1回オリエンテーション	R841
11月14日(金) 12:30～13:15	第2回オリエンテーション（語学研修の内容）	R941
11月17日(月)	必要書類提出期限	国際部
12月1日(月) ↓ 12月5日(金)	参加費用納入期間	
12月4日(木) 12:30～13:15	第3回オリエンテーション （危機管理と海外旅行傷害保険）	R941
12月11日(木) 12:30～13:15	第4回オリエンテーション （研修中の生活、出発前の準備、外貨への両替）	R841
2015年 1月29日(木) （時間未定）	最終オリエンテーション	未定
2月7日(土)	出発	関西国際空港

※ 上記以外に、引率教員によるオリエンテーションを1～2回行う予定です。

〈日程表（予定）〉

日 次		地 名	現地時間	交通機関	スケジュール	食 事		
						朝	昼	夕
1	2/7 (土)	関西国際空港 発 フランクフルト 着 マンハイム 着	10:35 15:10	LH741 専用バス	空路、フランクフルトへ マンハイム大学へ 到着後、ステイ先へ (マンハイム)		機 内	ステイ 先
2 ↓ 28	2/8 (日) ↓ 3/6 (金)	マンハイム			マンハイム大学にて語学研修 (マンハイム)	ステイ 先	学生 食堂	ステイ 先
29	3/7 (土)	Schloss Ehrenhof マンハイム 発 フランクフルト 発	13:45	専用バス LH740	集合 空港へ 空路、帰国の途へ (機中)	ステイ 先	各 自	機 内
30	3/8 (日)	関西国際空港 着	09:05		入国手続後、解散	機 内		

〈利用航空会社〉 LH: ルフトハンザドイツ航空

- ① この日程表は最も新しい資料により作成していますが、交通機関の都合により変更する場合があります。
- ② 出発当日の集合時間は、搭乗便出発時刻の約 2 時間半前となります。
- ③ スケジュール欄の（ ）内は宿泊地名です。

〈マンハイム大学での研修〉

1. マンハイム大学（Universität Mannheim）紹介

マンハイム大学は創立から 400 年を超える歴史ある大学です。大学施設の大部分は世界最大のバロック宮殿のひとつであるマンハイム侯爵の宮殿内にあります。1607 年設立以来、様々な変遷を経て、1967 年に州立の総合大学となりました。

現在、学生数 11,000 人の規模を誇り、経営学部、経済学部、社会学部は、ドイツ国内でトップにランクされています。法学部においては経済・企業法に重点を置き、近年では国内での評価も高くなってきています。

Universität Mannheim – Service und Marketing GmbH

L9, 7 68161, Mannheim, Germany

Tel: +49 (0)621 181 3307 Fax: +49 (0)621 181 3304

URL: <http://www.uni-mannheim.de>



2. 語学研修について

授業は月曜日から金曜日までで、1 日約 3 時間のクラスと、週に 2 回のセミナーで構成されており、実生活に役立つ会話の授業を重点的に行います。ドイツ文化についてドイツ人学生とのディスカッションをする機会も設けられています。

また、教室内の授業ばかりでなく、マンハイム周辺の史跡見学等の課外活動等も予定しています。

3. ロケーション・環境

バーデン・ヴェルテンベルク州にあるマンハイムは、州都スタットガートに次ぐ第 2 の都市で、ライン川とネッカー川の合流地点に位置しています。市内には、国民劇場、博物館、芸術ホール、教会、町のシンボルとされる給水塔のあるフリードリヒス広場など、市民の憩いの場が点在しています。

マンハイムを囲むオーデンワルトやパラティネート地方では、広くアスパラガス栽培が行われており、ウォーキングやサイクリングにも最適な場所として有名になっています。

<マンハイム大学でのスケジュール（予定）>

	Classes	Seminars	Activities	Excursions
Samstag 07.02.15			Welcome	
Sonntag 08.02.15			First Weekend with the host family	
Montag 9.02.15	Class			Lunch and Mannheim Tour
Dienstag 10.02.15	Class			Mannheim Castle
Mittwoch 11.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		
Donnersta g 12.02.15	Class			Heidelberg Castle & City
Freitag 13.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion	Cinema / Theater / Concert	
Samstag 14.02.15				
Sonntag 15.02.15				
Montag 16.02.15	Class			Trip to Mainz (Carnival)
Dienstag 17.02.15	Class			
Mittwoch 18.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		

Donnersta g 19.02.15	Class			
Freitag 20.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion	Cinema / Theater / Concert	
Samstag 21.02.15				Trip to Rothenburg o. T.
Sonntag 22.02.15				
Montag 23.02.15	Class			
Dienstag 24.02.15	Class			
Mittwoch 25.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		
Donnersta g 26.02.15	Class			Palatinate Region Tour
Freitag 27.02.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		
Samstag 28.02.15				Trip to Frankfurt
Sonntag 01.03.15				
Montag 02.03.15	Class			
Dienstag 03.03.15	Class			Schwetzingen Castle & Park
Mittwoch 04.03.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		
Donnersta g 05.03.15	Class		Farwell Dinner	
Freitag 06.03.15	Class	Seminar Regional Studies/ Communicat ion		
Samstag 07.03.201 5			Departure Day	

Classes

Mon - Fri, 8:30 - 11:45 am

Seminars

Seminar "Oral communication" (2 hours per week)

Seminar "German culture" (2 hours per week)

Excursions

4 small excursions: Mannheim Tour, Heidelberg, Schwetzingen, Palatinate region

2 big excursions: Medieval town of Rothenburg/ Finance Center Frankfurt

Activities

1 reception on arrival, 1 farewell party

1 concert, 1 show at the theater, 1 movie at the cinema, 1 entry to the museum

Tutors

The tutors will help the students and will be available if there are any questions or problems during their stay. Most importantly though, they will accompany the students to excursions and offer additional activities.

※この日程は最新の情報をもとに作成していますが、研修先大学の都合により変更になる場合があります。

〈宿泊先〉

〔ホームステイ〕

原則として、参加学生 2 人を 1 家族に配置するホームステイとします（ただし、受入先の都合上、1 人のみまたは 2 人以上を 1 家族に配置する場合があります）。異なる文化を持つ国でホームステイを体験することは、その国の習慣や人々をよく知るためにも最良の手段といえるでしょう。なお、ホームステイ期間中の食事は、以下のとおりです。

	朝 食	昼 食	夕 食
月～金	ホストファミリー	学生食堂	ホストファミリー
土・日・祝	ホストファミリー		

〈海外旅行傷害保険〉

本学では海外セミナーの実施にあたっては、参加者の安全確保を第一に計画していますが、海外セミナー期間中、病気やけがをした場合、多額の治療費や移送費等がかかる場合があります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。

したがって、海外セミナー参加者に対しては、本学が指定する海外旅行傷害保険への加入を義務付けていますので、所定の期日までに必ずセミナーの全期間をカバーする海外旅行傷害保険（下表参照）に加入してください。

なお、海外旅行傷害保険の詳細および加入方法については、12月4日のオリエンテーションの中でご案内します。

また、参加者が個人で加入する保険とは別に、本学が万一の備えとして保険料を負担して、以下の保険に加入しています。

傷害死亡・後遺障害	2,000万円
-----------	---------

※上記保険金の受取人は「法定相続人」となります。

本学が指定する海外旅行傷害保険

ご契約タイプ		5M	3S	GM	1S
保 険 金 額	傷害死亡	5000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	傷害後遺障害	5000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	治療・救済者費用	無制限	5000万円	無制限	5000万円
	応急治療救済費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	3000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	50万円	30万円	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
お支払いいただく保険料		14,850円	11,110円	8,940円	8,140円

保障内容の詳細につきましては、次頁以降の重要事項説明書 I 契約概要のご説明をご覧ください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社		
取扱代理店	保険企画木村 木村浩章		
	TEL (075)221-2900		
	FAX (075)221-2229		

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

海外旅行保険 にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。



TOKIO MARINE
NICHIDO

2010年1月1日
以降始期用

必ずこの説明書を
最後まで
お読みください

もしもお読みいただかないまま、
ご加入されると……？



いざ、というとき
困ったことに……



保険の内容を
勘違いしていた……!



ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせ
ください。

ご契約者⁽¹⁾と被保険者⁽²⁾が異なる場合は、ご契約者から
契約内容、本説明書の内容を被保険者全員にご説明ください。



- ・弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ・留学等をされる場合で、保険証券または保険契約証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

I 契約概要の ご説明

海外旅行保険の、特に重要な
情報をご説明したものです。

ステップ 1 補償内容について

ステップ 2 保険料・その他について

① ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険
ハンドブック」(弊社ホームページに掲載している「ご契約のしおり(約款)」や「インフレット」をご確認ください。



ステップ 1 補償内容について

① 海外旅行保険のしくみ

海外旅行中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の盗難といった様々な事故
に対して保険金をお支払いします。

① 海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者⁽²⁾とすることはできません。

② 保険金をお支払いする主な場合

- 主な保険金について記載しております。また、ご契約の内容によってセットできる保険金の種類の組み合わせ等は
異なります。
- ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、
お支払いする保険金が削減されることがあります。

詳しくは代理店
または弊社まで
お問い合わせください。



傷害死亡保険金

お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

お支払い額 傷害死亡保険金額の全額

① 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を
控除した残額をお支払いします。

傷害後遺障害保険金

お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含
めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額 (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の3%～100%

① 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。



用語
解説



1 【ご契約者】……………
保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利
を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。包括
契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。



2 【被保険者】……………
保険の対象となる方のこと
をいいます。

0703-G-105-08049-201403

A14-R1920(0)201405

治療・救済費用保険金

治療費用部分

お支払い
する場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額

❗ ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。

救済費用部分

お支払い
する場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合
- ③ 病気、妊娠、出産、流産、死産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合

お支払い額

ご契約者、被保険者*2または被保険者の親族の方が実際に支出した親族のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額

注

❗ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。

疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金

(インターネットや空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行われる場合等はセットできない場合があります。)

お支払いする場合

- ① 治療費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により医師の治療を受けられた場合
- ② 救済費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により3日以上続けて入院された場合

お支払い額

実際に支出した治療費用、救済費用等で社会通念上妥当と認められる金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

- ❗ 保険金のお支払額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額が限度となります。
- ❗ 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限りします。また、住居(被保険者*2が入院した最終目的の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
- ❗ 旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることができません。

疾病死亡保険金

お支払いする場合

- ① 海外旅行中に病気で死亡された場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額

賠償責任保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

お支払い額

損害賠償金の額

注

❗ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



携行品損害保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*3が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

お支払い額

携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円)を限度とした損害額

注

❗ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物による損害に対する限度額は30万円となります。
※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



偶然事故対応費用保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*4により被保険者*2が海外旅行中に次の費用の負担を余儀なされた場合

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)

注

❗ お支払いする保険金は、保険期間を通じて上記①～⑥の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、③食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。)。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に、偶然事故対応費用保険金額の2倍が保険期間中の限度となります。
※ 費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

- *1 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- *2 海外旅行中に生じることについて被保険者*2があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- *3 カメラ、カバン、衣類等被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書籍・データソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。また、仕事のために使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者*2が居住している戸内)にある間および別送品は含まれません。本保険金における「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、旅行会社等によって事故の発生が証明されるものに限りします。また、③食事代は航空機の出発前・欠航・遅延・降陸地変更等により、出発地または乗継地において、6時間以内に代替機が利用できなかったために負担した費用、⑦身の回り品購入費は航空会社に運搬を委託した手荷物が航空機到着後6時間以内に運搬されなかった場合に到着後96時間以内に目的地において負担した費用に限りします。
- *4 ① 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- *2 海外旅行中に生じることについて被保険者*2があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- *3 カメラ、カバン、衣類等被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書籍・データソフトウエア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。また、仕事のために使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者*2が居住している戸内)にある間および別送品は含まれません。本保険金における「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、旅行会社等によって事故の発生が証明されるものに限りします。また、③食事代は航空機の出発前・欠航・遅延・降陸地変更等により、出発地または乗継地において、6時間以内に代替機が利用できなかったために負担した費用、⑦身の回り品購入費は航空会社に運搬を委託した手荷物が航空機到着後6時間以内に運搬されなかった場合に到着後96時間以内に目的地において負担した費用に限りします。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

- P.4記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。
- 詳細は「海外旅行保険ハンドブック」に掲載している特約*5の「保険金を支払わない場合」等の項目をご確認ください。

傷害死亡保険金
傷害後遺障害保険金
治療・救済費用保険金
疾病死亡保険金

海外旅行開始前、終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされている場合で、疾病に関する応急治療・救済費用保険金のお支払いの対象となるものを除きます。)
妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用
海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用



保険金



用語
解説



3 [特約]

普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するもの。なお、特約だけで契約することはできません。

**疾病に関する
応急治療・
救援費用担保特約
に係る治療・
救援費用保険金**

次のような場合：海外旅行終了後に治療を開始した場合、その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合、海外旅行開始前において、被保険者（※2）が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合、次のような費用：旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子その他の器具等の継続的な使用に関する費用、温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用、あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティック等の費用、運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用、臓器移植等およびそれと同様の手術等に関する費用、眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関する費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関する費用、毛髪移植、美容上の形成手術等に関する費用、不妊治療その他妊娠促進管理に関する費用 等

賠償責任保険金

・職務遂行に関する賠償責任
・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任*5
・航空機、船舶、車両*6、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任
・親族に対する賠償責任

等

*5 ホテル等の宿泊施設の客室等に与えた損害、レンタル会社より直接借用した旅行用品等に与えた損害はお支払いの対象となります。

*6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。

携行品損害保険金

・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如・自然の消耗・さび・変色・虫食い
・置き忘れ・紛失
・山岳登山（ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの）等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損傷
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押え、破壊等の公権力の行使による損害

等

**偶然事故対応費用
保険金**

・ご契約者、被保険者（※2）、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反
・地震、噴火またはこれらによる津波
・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気
・歯科疾病
・運行時刻が定められていない交通機関（例：タクシー）の遅延または欠航・遅延
・山岳登山・航空機操縦等の危険な運動、自動車等による公道外での競技・競争・試運転中等に生じたケガ

等

④ その他のオプション（特約（※3））について

※空港に設置している自動引換機でお申込み手続きを行う場合、下記オプション（特約（※3））をセットすることはできません。

家族旅行特約		同行される家族（ご本人の配偶者、生計を共にする同居の親族、別居の未婚のお子様に限ります。）をまとめてご契約いただく場合にセットする特約です。本特約をセットした場合には、補償内容が一部変更となりますので、パンフレット等にてご確認ください。	
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いしない主な場合	
航空機 寄託手荷物 保険金*7	乗客として搭乗する航空機に到着後6時間以内に、航空会社へに搬送を委託した手荷物が目的地に搬送されなかった場合 お支払い額 到着後96時間以内に目的地に負担した衣類・生活必需品購入費等 ① 1回の事故について10万円を限度とします。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。	・ご契約者、被保険者（※2）、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波	
航空機遅延 保険金*8	①航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、遅休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合、②搭乗した航空機の遅延等により、乗継便に搭乗できず、かつ乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合 お支払い額 出発地または乗継地において実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費等の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額 ① 1回の事故について2万円を限度とします。	・ご契約者、被保険者（※2）、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波	

*7 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。 *8 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

ステップ

2 保険料・その他について

⑤ 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。

- この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者（※2）が居住している戸室内をいいます。
- 交通機関が遅延または欠航・遅休した場合、被保険者（※2）が医師の治療を受けた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
- 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等にてご確認ください。

⑥ 保険金額等の引受条件

保険金額は原則としてご契約タイプの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者（※2）の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険開始日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等にてご確認ください。

⑦ 保険料と払込方法

- 保険料は被保険者（※2）の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等にてご確認ください。
- 保険料の払込方法は特定の特約（※3）をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む一時払となります。

⑧ 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約（※4）される場合は、代理店または弊社までご連絡ください*9。
- なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間（※9）に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。
- *9 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見、ご相談等はお客様相談センターにて承ります。

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

0120-650-350

受付時間：平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時
（年末年始を除きます。）

保険に関する
ご意見・ご相談等
（国内から）

0570-022808 〈通話料有料〉

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



4 【解約】

ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。

0703-GJ05-08049-201403

5 【未経過期間】

保険期間のうち、まだ経過していない期間のことをいいます。

A14-81920(9)改定201405

〈参加費用〉

※下記の参加費用は、9月20日現在の概算見積額です。

1. 本学納入分

(1) 航空運賃（往復） ※ 燃油サーチャージを含む。	136,000 円 ～ 145,000 円
(2) マンハイム大学での語学研修費	295,000 円 ～ 328,000 円
(3) 渡航手続取扱料	3,000 円 3,000 円
合 計	434,000 円 ～ 476,000 円

【費用に含まれるもの】 往復航空運賃、語学研修費、語学研修中の宿泊費・食費（朝昼夕3食）および通学費

※参加者数、為替相場の変動および原油価格の高騰によって参加費用が変わる場合があります。

2. その他費用

項 目	費 用	備 考
① パスポート申請手数料	11,000 円 ～ 16,000 円	5 年用：11,000 円、10 年用：16,000 円
② 海外旅行傷害保険料	8,140 円 ～ 14,850 円	東京海上日動火災
合 計	19,140 円 ～ 30,850 円	

※ おこづかいは、50,000 円～100,000 円程度が目安になります。

3. 取消料について

参加申し込み後の取り消しは原則として認めていませんが、病気等やむを得ない理由で参加を取り消す場合は、以下のとおり取消料を支払うことになります。

(1) 航空運賃（往復）

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 2015 年 1 月 7 日以降 2 月 3 日まで | 旅費の 20% |
| ② 2015 年 2 月 4 日以降 2 月 6 日まで | 旅費の 50% |
| ③ 2015 年 2 月 7 日および無連絡不参加の場合 | 旅費の 100% |

(2) マンハイム大学での語学研修費

- | | |
|--|-------------|
| ① 2014 年 12 月 19 日以降 2015 年 1 月 29 日まで | 語学研修費の 10% |
| ② 2015 年 1 月 30 日以降 2015 年 2 月 1 日まで | 語学研修費の 50% |
| ③ 2015 年 2 月 2 日以降および無連絡不参加の場合 | 語学研修費の 100% |

※ マンハイム大学から返金される際の銀行手数料は、参加辞退者の負担となります。
また、日本円に換金する際に為替差損が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

(3) 渡航手続取扱料

払い戻しはできません。

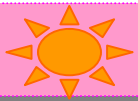
◆お問い合わせ◆

【京都外国語大学 京都外国語短期大学 国際部】

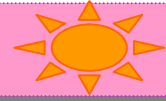
〒615-8558 京都市右京区西院笠目町 6

Tel: 075-322-6043

Fax: 075-322-6243



海外セミナー説明会



	セミナー名	日時・場所
説 明 会	イギリスセミナー	2014 年 9 月 24 日（水）12:30～ R.844
	スペインセミナー	2014 年 9 月 24 日（水）12:30～ R.941
	ドイツセミナー	2014 年 9 月 25 日（木）12:30～ R.841
	ポルトガルセミナー	2014 年 9 月 25 日（木）12:30～ R.941
	フランスセミナー	2014 年 9 月 26 日（金）12:30～ R.841
	イタリアセミナー	2014 年 9 月 26 日（金）12:30～ R.941



申 込 方 法



参加希望者は、上記説明会に参加し、下記の申込書類を申込期間内に国際部（9号館5階）に提出してください。

- ① 海外セミナー参加申込書
- ② 海外セミナー学修計画書
- ③ 誓約書

[申込期間]

2014 年 10 月 6 日（月）～ 10 月 13 日（月）

※ 説明会に参加できない人は、各セミナーの参加申込書類および資料を国際部に取りに来てください。

申込期間終了後、申込者が最少催行人員を満たさなかった場合のみ、追加募集を行います。追加募集については、申込期間終了後に掲示および京都外大 Web Campus にて発表します。